

■CI-NET による電子データ交換(EDI)に関するデータ交換協定書

御社名をご記載下さい。

ダイダン株式会社(以下「甲」という。)(以下「乙」という。))は、甲を発注者、乙を受注者とする甲乙間における電子取引(第 3 条(4)に規定する契約ならびに契約の締結行為のほか、見積依頼・回答、出来高報告・確認、請求・請求確認および支払通知等の業務)を、第 3 条(1)に規定する CI-NET 標準ビジネスプロトコル等に従い、第 3 条(2)に規定する電子データの交換(以下「CI-NET による EDI」という。))を利用するにつき、以下の通り合意し、協定(以下「本協定」という。))を締結する。

第 1 条(目的)

本協定は、甲および乙が CI-NET による EDI を行うにあたり、電磁的措置の種類および内容(建設業法施行令第 5 条の 5 第 1 項)を示し、甲および乙が本協定所定の電磁的措置に基づいて電子的取引を行うことに同意するものであり、甲および乙は本協定に基づき、甲乙間の取引を円滑かつ合理的に推進することを目的とする。

第 2 条(適用範囲)

本協定は、CI-NET による EDI を行う、契約に係る申込・承諾等、申込・承諾等の内容の変更、申込・承諾等の解除または打切、ならびにその他見積依頼・回答、出来高報告・確認、請求・請求確認および支払通知等の業務について適用する。
2 CI-NET による EDI を行う対象業務の内容は、甲乙間で協議を行い、甲乙合意の上で変更する。

第 3 条(用語の定義)

本協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) CI-NET 標準ビジネスプロトコル等

本協定および運用仕様書の基礎となる基本ルール、技術標準などを定めた合意基準をいう。この合意基準は、取引関係情報を相手方に提供する場合に使われるビジネスプロトコルとして〔財〕建設業振興基金、建設産業情報化推進センター(現:(一財)建設業振興基金)発行の「CI-NET 標準ビジネスプロトコル」で規定するものをいう。同時に、当該ビジネスプロトコルを具体化したものが CI-NET LiteS 実装規約として定められている。本協定および運用仕様書に合意することは、当該ビジネスプロトコルおよび CI-NET LiteS 実装規約に従うことに合意したことを意味する。

(2) CI-NET による EDI

EDI とは、甲乙間で、取引のための電子データ(メッセージ)を、通信回線を介して合意された規約等を用いてコンピュータ同士で交換することをいう。
本協定により、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報を CI-NET 標準ビジネスプロトコル等に従うことに合意し、この合意に従い送信し、相手方が当該取引関係情報を受信し、利用するシステムをいう。

(3) 取引関係情報

甲乙間の取引において、契約に係る申込・承諾等、申込・承諾等の内容の変更、申込・承諾等の解除または打切の申込・承諾、ならびにその他見積依頼・回答、出来高報告・確認、請求・請求確認および支払通知等相手方に対する意思表示または通知など、CI-NET による EDI の実施に伴い甲乙間で相互に提供される諸情報を総称する。

(4) 契約

基本契約 甲から乙に対する基本契約の申し込みの意思表示に対する乙の承諾の意思表示がなされた場合に成立する取引契約をいう。
個別契約 甲から乙に対する注文の申し込みの意思表示に対する乙の承諾の意思表示がなされた場合に成立する取引契約をいう。
契約約款 発注者(注文者)が、発注にかかる諸条件を、一律に定めて、提示され、多数の受注者に統一的に適用される合理的規範(定型約款)であり、受注者はこの規範を承諾して取引を行うこととなる。

(5) アドレス

CI-NET による EDI を行うに際し、甲および乙が相手方に提供する取引関係情報等を送信する際、利用する通信手段が電子メールの場合には電子メールアドレスをいい、ebMS の場合には FQDN(ホスト名+ドメイン名)もしくは IP アドレスをいう。
以下、甲が乙に対して提供する取引関係情報等を送信するアドレスを「乙のアドレス」といい、乙が甲に対して提供する取引情報等を送信するアドレスを「甲のアドレス」という。なお、甲または乙は、それぞれ甲のアドレスまたは乙のアドレスとして、インターネット・サービス・プロバイダ等の第三者が提供するものを利用することができる。
甲および乙は、必ずこのアドレスが正確であることを確認した上で、取引関係情報の送受信行為を行わなければならない。
アドレスは、EDI 取引の成立のための重要な情報であることから、運用仕様書に明記し、過誤の生じないようにするとともに、アドレスが変更となった場合には、事前に相手方に通知するとともに、甲乙間で確認しておかなければならない。

(6) 取引用設備

甲および乙が、CI-NET による EDI を行うために、自らが準備、使用する電子計算機、端末機器および周辺機器など(以下「ハードウェア」という。)並びに当該ハードウェアに使用されるソフトウェアを総称していう(以下「装置」という。))。

(7) 取引用電気通信回線

甲および乙が、CI-NET による EDI を行うために準備する甲の装置と乙の装置が利用する電気通信回線(以下「通信回線」という。)をいう。

(8) 正当な権限を有する者(職務権限者)

甲乙間の取引の意思表示を行う甲または乙の代表者あるいは甲または乙本人から、正当な権限委譲を受けた者であり、その旨を甲または乙の事務処理規程、内部運用規則等に定めた者をいい、CI-NET による EDI を行うに際し、意思表示を行う甲または乙の代表者あるいは甲または乙本人の指示に従い、代表者あるいは甲または乙本人の名義で、代表者あるいは甲または乙本人の意思表示行為として行うものをいう。

第 4 条(運用仕様書)

本協定にもとづく CI-NET による EDI について、その実施に必要なシステムの内容、運用手順、安全対策、費用負担、責任範囲、運用条件その他の細目は、「CI-NET による電子データ交換(EDI)に関する運用仕様書(以下「運用仕様書」という。))」に定める。

第 5 条(CI-NET 標準ビジネスプロトコル等の遵守)

甲および乙は、CI-NET による EDI を行うにあたり CI-NET 標準ビジネスプロトコル等を遵守しなければならない。

第 6 条(運用手順)

甲および乙は、以下の各号に定める事項および運用仕様書に定める事項にしたがい、申込・承諾等を行い、相互に取引関係情報を提供、利用する。
(1) 甲および乙は、CI-NET による EDI を行うにあたり、あらかじめ自らのアドレスを定め、相手方に通知する。
(2) 甲または乙が相手方に取引関係情報を提供しようとするときは、甲または乙は当該取引関係情報を作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコル等に従い、運用仕様書に定める運用手順を遵守し、相手方のアドレスに送信する。
(3) 前号の相手方である甲または乙は、前号により送信された取引関係情報を自らの装置内に受信し、利用する。甲または乙は、受信後遅滞なく、受信した取引関係情報に対する受信の事実を明示した確認メッセージを作成し、CI-NET 標準ビジネスプロトコル等に従い、運用仕様書に定める運用手順を遵守し、相手方のアドレスに送信する。

第 7 条(意思表示等の時期)

CI-NET による EDI の実施に伴う甲乙間の意思表示または通知は、甲および乙が提供すべき取引関係情報を相手方のアドレスに送信し、相手方が当該取引関係情報を受信した時点で相手方に到達したものとする。

第 8 条(取引関係情報の効力)

甲および乙は、CI-NET による EDI の実施のために、電子証明書およびその利用に係る ID、パスワード等を、それぞれの正当な権限を有する者が適切な手段、手続きに則って管理し、これを適切に行使させなければならない。
2 取引関係情報が、CI-NET による EDI の実施に伴い提供される場合の他、書面によっても提供される場合には、送信者は当該情報の甲乙間に相違・矛盾を生じさせないようにする。なお、相違、矛盾が生じた場合は、原則として CI-NET による EDI の実施に伴い提供される取引関係情報が優先する。ただし、甲または乙が別段の通知をしたときはこの限りではない。

第 9 条(取引関係情報の変更)

甲および乙は、CI-NET による EDI により取引関係情報の内容を変更する必要がある場合には、取引関係情報の内容の変更を希望する甲または乙は、希望する変更内容を明示した新たな取引関係情報を CI-NET による EDI により相手方に通知する。
2 前項に関わらず、甲および乙は、CI-NET による EDI により成立した個別契約情報の内容を変更する必要がある場合には、個別契約情報の内容の変更を希望する甲または乙は、以下の各号の方法にて相手方に通知する。
(1) 個別契約情報の内容を変更する必要がある場合には、変更を希望する甲または乙は、鑑項目合意変更申込メッセージによって当該個別契約情報の内容の変更を相手方に申し込み、相手方は、その変更依頼を承諾する場合には遅滞なく鑑項目合意変更承諾メッセージを発信し、当該変更申込に対する承諾を行う。
(2) 個別契約情報を解除する必要がある場合には、解除を希望する甲または乙は、合意解除申込メッセージによって当該申込・承諾等の解除を相手方に申し込み、相手方は、その解除申込を承諾する場合には、遅滞なく合意解除承諾メッセージを発信し、当該解約申込に対する承諾を行う。
(3) 個別契約情報を打ち切る必要がある場合には、打ち切りを希望する甲または乙は、申込・承諾等の打切申込メッセージによって当該申込・承諾等の打ち切りを相手方に申し込み、相手方はこれを承諾する場合には遅滞なく、申込・承諾等の打切承諾メッセージを発信し、当該打切申込に対する承諾を行う。
(4) 相手方の倒産等やむを得ない状況により一方的に申込・承諾等を解除あるいは打ち切る必要がある場合には、解除あるいは打ち切りを希望する甲または乙は、一方的解除あるいは一方的打切メッセージによって当該申込・承諾等の解除あ

るいは打ち切りを相手方に一方的に発信できる。

第 10 条(各種行為の有効性)
本協定に係る各種意思表示は、第 7 条のとおりとする。

第 11 条(CI-NET による EDI 障害時の措置)
装置、通信回線の故障またはその他の理由により、CI-NET による EDI に障害が発生したことを察知した当事者は、相手方に直ちにその旨通知し、速やかに対応を図る。
2 前項の障害が発生したときのデータ授受方法は、原則として障害回復後のデータ伝送により行う。ただし障害が復旧するまでの間、甲および乙は、協議のうえ必要に応じ、別途の方法により対応する。
3 障害が復旧するまでの間に書面の交付あるいはそれに代わる方法によってなされた意思表示あるいは通知の効力については、甲乙協議のうえ決定する。
4 第 1 項の CI-NET による EDI に障害が発生した場合、甲または乙は、当該障害が、甲または乙の何れか一方のネットワークに係わる責任範囲で発生したかを明確にした上で、自らの責任範囲にある当事者は、迅速に回復のための対応をしなければならない。
5 天災その他不可抗力によって発生した障害については、この限りではない。

第 12 条(取引関係情報の未着、読み出し不能時の措置)
甲および乙は、相手方が発信した取引関係情報が着信しない場合、または伝達された取引関係情報の読み出しができない場合、この事情を知った後、直ちにその旨を相手方に通知する。この通知がある場合、発信者は当該の取引関係情報を再送信する。
2 前項により発信者が再送を行った結果、二重の送信がなされた場合、甲および乙は、前の取引関係情報を発信者が撤回し、再送にかかる送信のみが有効であることに合意するものとする。
3 第 1 項の CI-NET による EDI に障害が発生したとき、甲または乙は、当該障害が、甲または乙の何れか一方の契約者のネットワークに係わる責任範囲で発生した場合は、責任範囲を管理する契約者が回復の責任を負う。
4 天災その他不可抗力によって発生した障害については、この限りではない。

第 13 条(費用負担)
CI-NET による EDI に係わる費用の負担は、以下の各号の定めによる。
(1) 甲が乙のアドレスに取引関係情報等を送信する費用は甲の負担とし、乙が甲のアドレスに取引関係情報等を送信する費用は乙の負担とする。
(2) 乙が甲に送信した取引関係情報等を受信するために甲が甲のアドレスを利用する費用は甲の負担とし、甲が乙に送信した取引関係情報等を受信するために乙が乙のアドレスを利用する費用は乙の負担とする。

第 14 条(装置および通信回線の整備)
甲および乙は、CI-NET による EDI を行うために必要な装置および通信回線の整備、保守および管理を、善良なる管理者の注意をもって行う。

第 15 条(取引関係情報の保存)
甲および乙は、CI-NET による EDI により相手方から提供された取引関係情報の内容を電子ファイル、書面等の記録媒体に格納し、必要とされる期間保存するものとする。
2 前項に関わらず、甲および乙は、CI-NET により相手方から提供された契約情報の内容を電子ファイル、書面等の記録媒体に格納し、当該ファイルの作成者が明確になるための電子署名を付し、必要とされる期間保存するものとする。
3 甲および乙は、相手方の請求がある場合はこれを相手方に交付しなければならないが、印刷、複製、送信、提示その他によりこの交付に費用が発生する場合には、その費用は請求者の負担とする。

第 16 条(秘密保持)
甲および乙は、本協定期間中はもとより、本協定有効期間完了後においても CI-NET による EDI の実施により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。
(1) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら所有していたもの。
(2) 相手方から開示を受けた際、すでに公知公用であったもの。
(3) 相手方から開示を受けた後に、甲および乙それぞれの責によらないで公知または公用となったもの。
(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。

第 17 条(予告による本協定の打切)
甲および乙は、互いに 3 カ月の文書による予告期間をもって、本協定を打切ることができる。

第 18 条(その他の事由による本協定の打切)

甲および乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告なくして直ちに一方的に本協定の打切を行なうことができる。
(1) 本協定、基本契約または個別契約に違反したとき。
(2) 正当な理由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。
(3) 重大な損害または危害をおよぼしたとき。
(4) 監督官庁より営業の取消し、停止などの処分を受けたとき。
(5) 仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売などの申し立て、または、破産、会社の解散・清算、特別清算の手続き開始、もしくは民事再生手続、会社更生、特別調停手続きを開始したとき。
(6) 支払停止、支払不能の事由が発生したとき。
(7) 会社分割、他の会社との合併、事業統合、重要な事業の譲渡等重大な変更が行われたとき。
(8) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
(9) 災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められるとき。
2 前項の本協定の打切によって、甲または乙が蒙った損害について相手方に損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、前項第 9 号の場合はこの限りではない。

第 19 条(協議事項)
甲および乙は、本協定に定めのない事項、または疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ解決する。

第 20 条(管轄裁判所)
甲および乙は、本協定に関する紛糾の専属的合意管轄裁判所を被告側の本社所在地を管轄する地方裁判所とする。

第 21 条(有効期間)
本協定の有効期間は、締結日より 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 カ月前までに、甲または乙から書面による打切の申し出のないときは、本協定と同一条件で更に 1 カ年間更新するものとし、以降も同様とする。
2 本協定は、本協定に基づき実施された第 2 条に規定された業務が有効である期間、また、本協定に基づき成立した契約の履行が終了していない期間は引き続き有効とする。

附則
本協定は、2025 年 8 月 18 日以降に発行される電子証明書を利用する場合に適用する。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

年	月	日	申請日をご記載下さい。
甲	名 称	ダイダン株式会社	
	所 在 地		
	代表者氏名	弊社は事業所代表者名にて押印致します。	印
乙	名 称		
	所 在 地	会社名、所在地、代表者名を記載の上、押印願います。	印
	代表者氏名		